

法対象事業と条例対象事業の配慮書手続き等について

項 目	法対象事業	条例対象事業
公告	都市計画決定権者 横浜市長	横浜市長
縦覧	都市計画決定権者 (公告の日の翌日から起算して 30 日以上)	横浜市長 (公告の日から起算して 15 日)
意見書等	縦覧期間中に都市計画決定権者が配慮書 についての意見書を受付	縦覧期間中に横浜市長が配慮書について の環境情報提供書を受付
計画段階 配慮	位置等に関する複数案の設定 位置等の複数案における環境配慮を検討 しなければならない。複数案を設定しない場 合はその理由を記載する。 計画段階配慮事項の検討 事業特性及び地域特性を踏まえて、<u>工事完 了後の土地又は工作物の存在及び供用時に、 重大な環境影響を受ける環境要素(*)を計画 段階配慮事項として選定する。</u> <u>選定した計画段階配慮事項ごとに汚染又 は環境要素の状況の変化の程度及び広がり 等について、調査、予測、評価を行う。</u> *土地区画整理事業における環境要素 地形及び地質、地盤、土壌、動物、 植物、生態系、景観、人と自然との触れ 合いの活動の場	位置等に関する複数案の設定 位置等の複数案を設定することができる。 計画段階配慮の実施 事業特性と地域特性を踏まえて、環境配慮 指針に定められた<u>工事中及び供用時に係る 配慮事項</u>を選定する。 選定した<u>配慮事項ごとに、環境影響につい て配慮すべき内容を検討し、整理する。</u>
市長意見	環境影響を受ける地域が横浜市内に限ら れる場合は、都市計画決定権者に対し、配慮 書について環境の保全の見地からの意見を 述べる。	配慮市長意見を作成し、都市計画決定権者 に送付する。